



上富田町告示第 69 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項に基づき、令和 8 年度上富田町一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

上富田町長 奥田 誠



令和 8 年度上富田町一般廃棄物処理実施計画

- 1 処理実施区域
上富田町全域
- 2 処理計画人口
15,656 人（令和 8 年 4 月 1 日現在）
- 3 計画実施期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

4 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) ごみの発生量及び処理量の見込み

単位：t/年

区 分	生活系	事業系	計
	令和8年度	令和8年度	令和8年度
燃えるごみ	3,091	190	3,281
粗大ごみ	308	0	308
清掃ごみ	0	223	223
埋立ごみ	288	0	288
プラスチックごみ	386	0	386
資源ごみ	199	0	199
拠点回収（缶・ビン）	20	0	20
拠点回収（古紙）	261	0	261
拠点回収（ペットボトル）	12	0	12
有害ごみ	3	0	3
合 計	4,568	413	4,981

(2) し尿の発生量及び処理量の見込み

単位：kl/年

区 分	令和8年度
合併処理浄化槽	42,197
単独処理浄化槽	2,412
し尿収集	2,868
農業集落排水施設	14,013
合 計	61,490

5 ごみの排出の抑制のための方策

(1) ごみの減量化（Reduce）

ア 町の役割

ごみ処理手数料を上乗せした指定ごみ袋でごみを収集します。

町全体でごみ減量に取り組むため、アイデア募集などの方法を検討します。

イ 町民の役割

調理くずなど、水分の多いごみの水切りを徹底します。

買い物の際にはマイバッグを持参し、包装の少ない製品を選びます。

使い捨て商品よりも長期間利用できる商品を選ぶよう努めます。

ペットボトルや缶類などワンウェイ容器の使用量削減に努めます。

ウ 事業者の役割

使い捨て商品の採用を抑えて、繰り返し利用できる商品の使用や、長期間利用できる商品を採用します。

店舗利用者等にマイバッグ、マイ箸の利用を呼びかけます。

過剰包装を抑制します。

アフターサービスの充実及び商品の長期利用の促進に努めます。

マイボトル利用者に対応するなど、ワンウェイ容器の使用量削減に努めます。

アフターサービスの充実及び商品の長期利用の促進に努めます。

マイボトル利用者に対応するなど、ワンウェイ容器の使用量削減に努めます。

(2) 食品ロスの削減

ア 町の役割

3きり（食べきり、使い切り、水切り）運動の啓発を実施します。

食品ロスの削減に役立つ情報の発信に努めます。

教育委員会と連携し、小中学校児童生徒への意識啓発に努めます。

イ 町民の役割

傷みそうなものを優先的に使う、残り物を翌日に食べるなど、食品ロスの削減に取り組みます。

食品購入の際には、手前取り、見切り品の購入に努めます。

期限内に食べきれない量の食品・食材を購入しないように努めます。

ウ 事業者の役割

飲食店、小売店等は利用客等への食品ロス削減の啓発を実施します。

飲食店、小売店等は食べきれる量の提供、持ち帰りへの対応に努めます。

事業所内で発生する食品廃棄物の資源化の徹底を図ります。

(3) 資源化 (Recycle)

ア 町の役割

電気式生ごみ処理機の購入補助による生ごみ堆肥化を推奨します。

民間事業者と連携し、パソコンのリサイクルを推進します。

民間団体と連携し、リチウムイオン電池等を回収しリサイクルします。

公共施設においてグリーン購入（リサイクル製品の優先使用）に努めるとともに、資源ごみの分別を徹底します。

「プラスチックに係る資源・循環の促進等に関する法律」に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めます。

イ 町民の役割

ごみの分別を徹底して、資源ごみを再資源化ルートに乗せます。

再生品の使用に努めます。

ウ 事業者の役割

拡大生産者責任の考え方に則り、自社の製品の回収・再資源化に取り組みます。

小売店では、店頭での資源ごみ回収等、リサイクルに取り組みます。
ごみ排出ルールに基づく資源ごみなどの分別排出の徹底に努めます。
再生品の使用に努めます。

(4) 古紙類の回収

ア 町の役割

拠点回収により古紙回収に努めます。
商業施設に牛乳パックなどの店頭回収を求めます。
雑紙・紙製容器包装の分別回収を検討します。

イ 町民の役割

拠点回収に協力します。
分別を徹底して、再資源化に努めます。

ウ 事業者の役割

商業施設での店頭回収に協力します。
古紙の分別、資源化に努めます。

(5) 再利用 (R e u s e)

ア 町の役割

民間事業者と連携したリユースを実施します。
民間事業者と連携してインクカートリッジのリサイクルを推進します。
町民の間でリユース活動がスムーズに行われるような仕組みづくりを検討します。
フリーマーケットの開催場所などの開催情報の発信を検討します。

イ 町民の役割

商品の再利用に努めます。
詰め替え品、リターナブル瓶製品の購入に努めます。
フリーマーケットの利用などリユース家電、衣服の購入に努めます。

ウ 事業者の役割

商品の再利用や再生品の利用に努めます。

(6) 情報公開・啓発・環境教育

ア 町の役割

イベント等で3Rの意識啓発を行います。
ごみの分別・出し方を掲載した「ごみ収集日程」の配布や、町ホームページへの掲載により、ごみの分別や出し方のルールの周知を図ります。
ごみの分別を詳細に説明した「ごみ分別辞書」を作成・配布、及びホームページに掲載し、分別を推進します。
町では処理できない品目を周知するとともに、適正な処分方法を周知します。
ごみの発生抑制、再資源化や分別方法をテーマにした学習会、親子で参加するリサイクル体験等の

啓発を実施します。

民間事業者等と協働して、環境学習を実施します。

ごみ処理に関する実績などの情報公開に努めます。

教育委員会と連携し、ごみ問題などの環境学習の実施を検討します。

イ 町民の役割

ごみ問題や3 R等の学習会に積極的に参加します。

ウ 事業者の役割

ごみ問題や3 R等の学習会に積極的に参加します。

(7) 拠点回収の充実

ア 町の役割

拠点回収の実態把握に努めます。

少子高齢化に伴う担い手不足を考慮しつつ、拠点回収の在り方を検討します。

イ 町民の役割

拠点回収に積極的に協力します。

(8) その他

ア 町の役割

ごみを自ら出すことが困難な高齢者や障害のある方を対象に、対応を検討します。

イ 町民の役割

普段から、広報誌、町のホームページなどにより町が発信する3 Rに関する情報を活用します。

町の進めるごみの減量化、資源化の取組に協力します。

地域での一斉清掃に積極的に参加します。

ウ 事業者の役割

修理、修繕等のアフターサービスの充実及び低コスト化に努めます。

6 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) 町が委託して収集するごみ（生活系ごみ）

- ア 燃えるごみ
- イ 資源ごみ
- ウ 埋立ごみ
- エ プラスチックごみ
- オ 粗大ごみ
- カ ペットボトル
- キ アルミ缶
- ク スチール缶
- ケ ビン
- コ 古紙類（段ボール・新聞・雑誌）
- サ 有害ごみ

(2) 町の処理施設へ自ら搬入する又は町が許可する業者に依頼して収集するごみ

- ア 事業系ごみ
- イ し尿及び浄化槽汚泥
- ウ 粗大ごみ
- エ 引越し等で一時的に出る多量の家庭ごみ

(3) 特定家庭用機器

特定家庭用機器商品化法（平成10年法律第97号）第17条に基づき、小売業者若しくは本町又は排出者自らが製造者の指定引取場所まで搬入し、製造者が再商品化を行う。

- ア テレビ
- イ エアコン
- ウ 洗濯機・衣類用乾燥機
- エ 冷蔵庫・冷凍庫

7 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

(1) ごみの収集運搬計画

① 町の委託する収集運搬方法

種 類	収集方法	排出方法	収集頻度
燃えるごみ	ステーション	指定袋	2回/週
資源ごみ			1回/4週
埋立ごみ			1回/2週
プラスチックごみ			
粗大ごみ	特別収集	無指定	1回/月
ペットボトル	拠点回収	回収ボックス	随時
アルミ缶			
スチール缶			
びん			
段ボール			
新聞			
雑誌			
有害ごみ			

② 収集運搬を委託する業者

業 者 名	所 在 地
有限会社森岡清掃	上富田町朝来3182番地の14
有限会社クリーンモリオカ	上富田町朝来3295番地の19

(2) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬計画

自ら処分できないものについては、町長の指示する場所に自ら運搬する又は許可業者に依頼する。

① 運搬を許可している業者

事業者の名称	所在地
有限会社玉置清掃	上富田町市ノ瀬2511番地の1
株式会社安田清掃	
有限会社山地清掃	

(3) ごみの処理計画

種 類	中間処理	最終処分
燃えるごみ	田辺市に委託（焼却）	埋立て
資源ごみ	業者に委託	リサイクル
埋立ごみ		埋立て
プラスチックごみ		リサイクル
粗大ごみ	上富田町ストックヤード	埋立て・リサイクル
ペットボトル	業者に委託	リサイクル
アルミ缶		
スチール缶		
びん		
段ボール		
新聞		
雑誌		
有害ごみ		

(4) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

本町のし尿及び浄化槽汚泥は、富田川衛生施設組合（一部事務組合）が管理する「白鳥苑」において処理を行う。